

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金

新技術の実用化や
新製品の開発などに
是非ご利用下さい



研究開発の見える化
社員啓発&開発費補助！！

計画書受付期間

令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月8日（木）〔12時（正午）締め切り〕

応募を検討されている方は、必ず事前に担当者まで御相談ください。

- ※ 持参・郵送・電子メールの場合とも、受付最終日の12時（正午）までに必着のこと（消印有効ではありません）。受付期間を過ぎて提出された場合は受理できません。
- ※ 提出された計画書に不備等がある場合は、訂正、再提出、追加をしていただくことがあります。訂正済みのものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、十分に注意ください。（提出後の差替えや部分的な提出はできません。）
- ※ 特に、受付期間の締め切り間際の提出の場合は、提出後に不備等が判明した場合受け付けられない場合がありますので、早い段階に御相談ください。
- ※ 事前相談は、上記期間前であっても随時受け付けています。
- ※ プロジェクト補助金ならびにチャレンジ計画の認定の申請様式は最新の様式を使用してください（昨年から変更箇所が多数あります）。
- ※ 申請を検討する方は、申請意思表明書を令和7年4月24日（木）までにお送りください。なお、申請意思表明書は、提出がなくても本補助金に応募可能です。
- ※ 令和7年度の採択については、1企業1テーマです。
- ※ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言文を（公財）全国中小企業振興機関協会のポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）で公開している場合は、審査で加点予定

受付先および問い合わせ先

○滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁東館2階 TEL:077-528-3794

技術的内容に関すること

- 工業技術総合センター 滋賀県栗東市上砥山 232 TEL:077-558-1500
信楽窯業技術試験場 滋賀県甲賀市信楽町勅旨 2200-5 TEL:0748-83-8700
- 東北部工業技術センター
有機環境係、繊維・デザイン係 滋賀県長浜市三ツ矢元町 27-39 TEL:0749-62-1492
機械システム係、金属材料係 滋賀県彦根市岡町 52 TEL:0749-22-2325

※募集案内および申請様式等は、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金についての滋賀県庁ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17874.html>)

令和7年

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

目 次

I	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金について	
1.	制度の目的	1
2.	補助対象者	1
3.	補助事業の実施体制	2
4.	補助対象事業	3
5.	補助率等	3
6.	補助対象経費	4
7.	申請手続等	6
8.	成長産業枠・CO ₂ ネットゼロ枠	8
9.	補助事業期間	9
10.	補助事業者の義務	10
11.	研究成果の帰属	10
12.	その他	10
II	計画書記載要領	11
III	計画書記載例	
	様式第1号	12
	様式第1号の別紙1 (補助事業計画書)	14
	様式第1号の別紙1の別添1 (資金支出内訳)	23
	様式第1号の別紙1の別添2 (事業計画に伴う投資の内容)	24
	様式第1号の別紙2 (キックオフ計画書)	25
	プロジェクト補助金提出物チェックシート	27
	申請意思表示書	28
IV	資料	
1.	滋賀県技術開発関係補助金の過去における採択件数および補助額	29
2.	受付・相談先	30

I 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金について

1. 制度の目的

本補助金は、中小企業者等が自ら行う新製品や新技術に関する調査研究、研究開発、試作開発、実証実験（以下「研究開発」という。）に要する経費について補助金を交付することによって、中小企業者等の研究開発を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資することを目的としています。

なお、令和7年度はデジタル産業および医療・健康産業において今後成長が見込まれる分野に関する研究開発（成長産業枠）とCO₂ネットゼロに資する研究開発（CO₂ネットゼロ枠）を支援します。成長産業枠およびCO₂ネットゼロ枠については3ページの「4. 補助対象事業」8ページの「8. 成長産業枠・CO₂ネットゼロ枠」をご覧ください。

2. 補助対象者

本補助事業の対象者は、表1のとおりです。

表1 補助事業の対象者

1. 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業（以下「チャレンジ計画認定事業」という）に規定するチャレンジ計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者等。 ※補助金申請と同時にチャレンジ計画の認定を申請することは可能です。		
2. チャレンジ計画の認定の要件を具備する中小企業者等であって、今後のチャレンジ計画の策定に向けた検討ならびに補助事業の研究開発計画の策定および実施について、県商工観光労働部所管の試験研究機関の支援を受けて補助事業を実施しようとする者（ただし、キックオフステージに限る）。		
キックオフステージ	チャレンジ計画の認定	工業技術センターによる支援
	認定あり	任意
	なし	必須
チャレンジステージ	必須	任意

チャレンジ計画の概要は以下のとおりです。詳しくは参考資料①をご覧ください。

○ 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業

中小企業者等の創造的事業活動を支援するための滋賀県独自の事業です。「チャレンジ計画」を作成し、知事の認定を受けることにより、資金面をはじめとする各種の支援制度を利用することができます。

※チャレンジ計画とは、中小企業者等が自ら行う、新製品や新技術に関する研究開発およびその成果の事業化を計画したものです

（参考資料①：「令和7年度滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業申請の手引き」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html>）

表1における補助事業の対象者の要件に示す「中小企業者等」の定義は、以下のとおりです。

○ 「スタートアップ」とは、申請時にサービス含む商品を市場に提供、あるいは提供しようとする者で、事業終了後に地域へのサービス実装が実現できる新しい技術やアイデアをもとに、社会的課題の解決に主体的に取り組み、常時雇用する従業員が500人を超えない創業から15年以内の未上場企業をいう。

○ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

- ・表2の資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たすもの
- ・表3に掲げた組合および連合会

- ・小規模事業者とは、製造業で従業員20人以下、小売業・サービス業で従業員5人以下の中小企業を指します。

ただし、以下の中小企業者は本事業の対象から除きます（みなし大企業等）。

- 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- 大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

表2 中小企業者として対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の総額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
■製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

表3 中小企業者として対象となる組合および連合会

組合および連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注) 企業組合および協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

3. 補助事業の実施体制

表1に該当する補助対象者は、補助事業の実施体制により、表4に示す種別に区分します。

表4 補助対象者の種別

種 別	実施体制
単独研究型	中小企業者等が単独で研究開発を行うもの
共同研究型	中小企業者等が共同研究体を構成して行うもの

(注) 「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の2者以上によって構成される連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるものを指します（大学等と単に指導契約を結んでいるだけでは共同研究型にはなりません）

※大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関を指します。

4. 補助対象事業

補助対象事業は、中小企業者等が自ら行う以下に掲げる事業であり、**交付決定日**（8月頃を予定）から、**令和8年2月末までに報告書を提出**できる見込みのある研究開発です。

表5 補助対象事業(事業区分)

事業区分	事業内容	その他
キックオフ ステージ	研究開発等事業計画の技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究およびアイデアの権利化	単年度事業
チャレンジ ステージ	十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発	単年度事業

表6 補助対象事業(対象分野)

事業区分	対象分野
成長産業枠	デジタル産業および医療・健康産業において、今後成長が見込まれる分野に関する研究開発 ・デジタル産業（AI・IoT、ロボット、情報通信、スマート家電、半導体、エレクトロニクス、自動運転、ドローン、ビッグデータ、6G等） ・医療・健康産業（医療、健康、介護、フェムテック等）
CO ₂ ネット ゼロ枠	エネルギー関連産業、輸送・製造関連産業および家庭・オフィス関連産業において、CO ₂ 削減に資する研究開発 ・エネルギー関連産業（水素、アンモニア、自然エネルギー等） ・輸送・製造関連産業（自動車、船舶、航空機、インフラ、カーボンリサイクル・マテリアル等） ・家庭・オフィス関連産業（住宅・建築物、資源循環等）

5. 補助率等

補助率および補助限度額は、補助事業の区分毎に表7に示すとおりです。

表7 補助対象経費、補助率および補助限度額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
キックオフ ステージ	1. 原材料費 2. 設備装置・工具器具費 3. 外注費 4. 技術指導受入費 5. 研究開発委託費 6. 産業財産権取得・導入費 7. その他経費	単独研究型 1/2以内	1件当たり 100万円 以内
チャレンジ ステージ	1. 原材料費 2. 設備装置・工具器具費 3. 外注費 4. 技術指導受入費 5. 研究開発委託費 6. 直接人件費・旅費 7. 産業財産権取得・導入費 8. 実証実験付帯費 （運送料、借損料、保険料、広告料） 9. その他経費	共同研究型 2/3以内 (スタートアップ 2/3以内)	1件当たり 100万円 超 2,000万円 以内

※補助金の交付額は、審査結果や県の予算等の都合により申請額から減額することがあります。

6. 補助対象経費（申請では様式第1の別表1の別添1「資金支出内訳」の記入時の注意）

補助金の対象となる経費は、次の共通事項に対応出来る費用と各経費①～⑨に掲げる研究開発に要する経費であり、補助事業の区分毎に表7に示すとおりです。

交付決定日（8月頃を予定）以降に発注が行われ、補助事業期間内の令和8年1月末に支払いが完了する経費が対象となります（見積・事前準備は十分に行って頂く方が良いですが、発注～支払いは一日でも期間外になると対象外）。

◎共通事項（※事業実施時の注意）

- ① ※経費書類は、見積、発注、納品、請求、支払、経費に応じた記録資料（個別に用途・内容と写真等を記載、全体の報告書とは別）等の確認書類が必ず必要（関連を記号等で整理し保存）です。
- ② 「種別」には、原材料の種別名、設備装置名、特許名等、それぞれの品名等を記入ください。
- ③ 「仕様」には、それぞれの原材料名、型式、性能、構造等を記入ください。
- ④ 「単位」には、それぞれの物の算出単位（kg、リットル、缶、式、台、件、時間等）を記入ください。「一式」とした場合には、内訳表が必要。
- ⑤ 「補助事業に要する経費」＝数量×単価（税抜）。金額は、先に見積り等で確認（申請時に提出を求める場合あり）。
- ⑥ 補助対象期間を超えた期間を含む費用・契約等しか出来ない場合は、補助対象期間分だけで算定下さい。補助期間内に使用する購入品のみが交付対象で、余分に購入した物品は対象外です。
- ⑦ 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象とする経費を記入ください（通常、補助対象経費＝補助事業に要する経費）。
- ⑧ 「補助金交付申請予定額」＝「補助対象経費」×補助率（1/2 または 2/3）。総額は、補助対象限度額（表7）以内になります。
補助率：単独研究型 1/2 以内、共同研究型・スタートアップ 2/3 以内
- ⑨ 原則として、補助事業終了後の補助金確定にあたり、補助対象物件や帳簿類（総勘定元帳を含む）の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります（銀行振込、小切手、手形による支払いが対象ですが、相殺、回し手形、現金手渡しでの支払いは対象外）。
- ⑩ 手形による払いは補助対象期間内に決済される必要があります。

◎各経費（以下、すべて申請の研究開発に必要なものが前提です。）

①原材料費

- ・直接使用する原材料、副資材の購入に要する経費。
- ※実施時：受払簿（材料毎に使用の日付、出入数量、残量、用途を記入）の作成が必要。

②設備装置・工具器具費

- ・研究開発やその成果物に必要な設備装置・工具器具・ソフトウェアの購入、試作、改良、修繕、借用、据付に要する経費（種別と仕入れ先を備考欄に記載）。
- ただし、キックオフステージにおいては取得価格が50万円未満のものに限ります。
- ・設備装置・工具器具費は、補助対象経費総額の2分の1以内を限度とします。
- ・設備装置の購入は様式第1号の別紙1「8. 設備装置の必要理由」に所要事項を記入。ただし、購入金額が50万円未満の場合は、省略可能。

（注）以下に該当する経費は補助対象外です。

- i. 測定、分析、解析、評価等、装置単体で固有の性能が発揮される設備装置であって、取得価格が50万円を超えるもの
- ii. 汎用性が高く、使用目的が特定できないもの

③外注費

- ・調査、製作、加工、組立、設計（デザインを含む）、プログラム開発、分析、検査等を外注する場合に要する経費。※実施時：仕様書・設計図等が必要。

④技術指導受入費

- ・技術指導を受け入れる場合に外部の指導者等に支払われる謝金、旅費・宿泊費。
- ・単価の根拠が、補助事業者が定める規程等により明確で、その金額が社会通念上妥当なもの。
- ・様式第1号の別紙1「7. 技術導入計画」が必要。

⑤研究開発委託費

- ・試験、分析、検査、調査研究を外部に委託する場合に必要な経費（補助対象経費総額の2/3以内）、または、中小企業者の団体がその構成員である中小企業者に研究開発を委託する場合に支払われる経費（補助対象経費総額の2/3以内）、共同研究体の構成員に研究開発の委託をする場合に支払われる経費（補助対象経費総額の1/6以上、2/3以内）
- ・共同研究型により委託を受けた共同研究体の構成員（受託者）が、研究開発委託費で取得できる設備装置・工具機器は取得価格が50万円未満のものに限ります。

⑥直接人件費・旅費

- ・補助事業者と雇用関係が結ばれた研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費と補助事業の遂行に必要な職員の出張に係る旅費・宿泊費（チャレンジステージに限る、補助対象経費総額の1/2以内）
- ・旅費の金額は、補助事業者が定める規程等により、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたもので、目的地までを往復する費用が2万5千円以上の場合に限る。なお、規程等に定める場合であっても、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金、社有車のガソリン代については除く。

※実施時：人件費は、日報により実施状況を記録、旅費は、日程、交通手段、訪問記録の保存が必要。写真等で用務を確認可能に整理し、検査時に出勤簿や本人確認等にも協力願います。

- ・直接人件費・旅費は、「種別」に氏名、「仕様」に研究員、設計員等の区分と年令、「数量」に時間数、「単価」に時間給額を記入。
- ・直接人件費の額（＝時間給額×直接作業時間数）は、研究開発に直接関与するもの（以下「研究関係従事者」という）。研究開発に直接関与するものは、臨時雇用者も対象だが、雇用契約が結ばれていることが必要。
- ・時間給額が6,200円を超える場合は、6,200円を限度とします。
また、従事者の期間中の作業時間は1,800時間以内となる計画を作成。
時間給額の算定は、次の算定式により算定し、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とします。
- ・月給制の場合

$$\text{時間給額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当（注1）}}{\text{年間所定労働時間（注2）}}$$

ただし、補助事業者が残業時間の手当を支給されている場合のみ、残業時間も補助対象。

注1：基本給＋諸手当とは、年間のトータル額とする。なお、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分、ただし、第二厚生基金等通常の基金より上乗せする経費は除く）、管理職手当（技能職に対する手当を含む）、賞与とする。

注2：年間所定労働時間には、所定外労働時間を含まない。

- ・年俸制の場合

$$\text{時間額} = \frac{\text{年俸金額} + \text{年間諸手当}}{\text{年間所定労働時間}}$$

ただし、1日の所定労働時間を超える研究開発を実施しても、1日の所定労働時間を直接人件費の対象とする。

⑦産業財産権取得・導入費

- ・産業財産権等を導入する場合は、様式第1号の別紙1「7. 技術導入計画」が必要。
- ・特許、実用新案、意匠の出願および出願審査請求（または実用新案技術評価書の請求）に要する特許庁の手数料、弁理士への手続代行費用および翻訳料等、研究開発に産業財産権等の導入を必要とする場合に所有者に支払われる経費（補助対象経費総額の1/3以内）
※実施時：特許の明細書、図面、仕様書等が必要

（注）以下に該当する経費は補助対象外です。

- i. 拒絶査定に対する審判請求に要する経費
- ii. 訴訟に要する経費

⑧実証実験付帯費（※実施時：実施記録が必要）

- ア. 運送料：郵便代、運搬代等として外部に支払われる経費
- イ. 借損料：倉庫、敷地等のレンタル料、リース料および会議室等の使用に要する経費
- ウ. 保険料：実証実験の実施時の保険として要する経費
- エ. 広告料：資料・チラシ・パンフレット・ポスター等の作成をはじめ、新聞（チラシの折り込み代を含む）、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報掲載に要する経費。
ただし、試作品や新商品・サービス等の内容を伝えるものとし、単なる会社のPRや、直接販売に結びつくものは除く

⑨その他経費：①～⑧以外で、滋賀県知事が特に必要と認める経費

7. 申請手続等

①申請受付先

電子メールの場合

メールの表題に「プロジェクト補助金申請〇〇〇〇」（〇〇〇〇は事業者名）

申請先アドレス：fd0002@pref.shiga.lg.jp

郵送・持参の場合（デジタル化が難しい時）

滋賀県 商工観光労働部 イノベーション推進課（プロジェクト補助金担当）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3794

②技術的相談窓口

工業技術総合センター

機械システム係、電子システム係、有機材料係、無機材料係 食品・プロダクトデザイン係

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232 TEL 077-558-1500

信楽窯業技術試験場 陶磁器デザイン係、セラミック材料係

〒529-1804 滋賀県甲賀市信楽町勅旨2200-5 TEL 0748-83-8700

東北部工業技術センター

有機環境係、繊維・デザイン係

〒526-0024 滋賀県長浜市三ツ矢元町27-39 TEL 0749-62-1492

機械システム係、金属材料係

〒522-0037 滋賀県彦根市岡町52 TEL 0749-22-2325

③受付期間

本募集案内の表紙に記載のとおりです。

※ 受付最終日の12時（正午）までに必着のこと。受付期間を過ぎて提出された場合や不備のあるものは受理いたしません。

※ 提出された計画書に記載内容が不十分である場合や不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただきます。訂正済みのものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、十分に注意ください（提出後の差し替えはできません）。

- ※ 受付期間の締め切り間際は提出が集中するため、内容の確認が不十分になることがあります。そのため、不備等があった場合受け付けられない場合があります。必ず事前に相談し、早期の提出をお願いします。

④提出書類

- 提出書類にて書類審査を行います。図表を用いるなどできるだけ詳しく作成ください。
- 提出書類は原則デジタルデータ（様式のファイル形式、下記 7～10 の添付書類は PDF、A 4 サイズ）で作成し、電子メールで申請ください。相談の上、やむを得ず印刷物で提出する場合は、書類はホッチキス等で綴じないでください。
- 必要に応じて追加資料の提出および説明を求める場合があります。なお、提出書類等の返却はしません。

※ () 内はファイル名：〇〇〇〇は会社名の上 4 文字

- (1) 様式第 1 号の別紙 1 「補助事業計画書」 (計画書「〇〇〇〇」.docx)
〃 別紙 1 の別添 1 「資金支出内訳」 (支出内訳「〇〇〇〇」.xlsx)
- (2) 〃 別紙 1 の 5 「過去の補助金または委託費の交付を受けた実績等」
※ 過去に県や国等の補助金を受けたことがある場合のみ (1) ファイルに含める)
- (3) 〃 別紙 1 の 6 「共同研究体の構成」
※ 共同研究型による研究開発計画を申請する場合のみ (同上)
- (4) 〃 別紙 1 の 7 「技術導入計画」
※ 技術指導の受入れに要する経費を補助対象として申請する場合のみ (同上)
- (5) 〃 別紙 1 の 8 「設備装置の必要理由」
※ 購入金額が 50 万円以上の設備装置を補助対象として申請する場合のみ (同上)
- (6) 〃 別紙 2 「キックオフ計画書」
※ チャレンジ計画の認定を受けないでキックオフステージを申請する場合のみ (同上)
- (7) 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定（承認）を受けた申請書および認定書の写し (チャレ認「〇〇〇〇」.pdf)
- (8) 定款の写し (定款「〇〇〇〇」.pdf)
- (9) 会社パンフレット (パンフ「〇〇〇〇」.pdf)
- (10) 過去 2 年間の決算書 (決算書「〇〇〇〇」.pdf)
(損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書)
- (11) 「パートナーシップ構築宣言」の宣言文 (宣言文「〇〇〇〇」.pdf)
価格転嫁の円滑化等の宣言を(公財)全国中小企業振興機関協会のポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) で公開している場合は、審査で加点予定。混雑・不備が無ければ申請から 3 日程度。

電子メール

- 下記メールアドレス宛に、件名に「プロジェクト補助金の申請〇〇〇〇」(〇〇〇〇は事業者名)と入力し、必要書類を添付の上、下記アドレスまで送信ください。
- 15MB 以上になる場合は、添付資料を複数のメールに分けるか(番号/分割数を記入：例 1/3、2/3、3/3 など)、イノベーション推進課までご連絡ください。

申請先アドレス fd0002@pref.shiga.lg.jp

⑤審査

提出書類について外部有識者を含む評価委員会（滋賀県技術開発関係補助金交付審査会）で補助事業計画の評価を行いますので、審査基準を参考にして提出書類を作成ください。

なお、補助事業計画については、書類審査・内容のヒアリングを行います。

<審査基準>

・技術評価

- (1) 研究開発の内容に新規性、研究要素があると認められるか。
- (2) 事前の基礎研究（技術導入を含む）の内容が十分かどうか。
- (3) 開発の目標、方法（技術指導を含む）、規模が適切かどうか。
- (4) 開発の遂行に十分な体制と技術的能力（技術指導、共同研究を含む）を有するかどうか。

・経理評価

- (5) 開発の予算が適切であるかどうか。
企業内容が堅実かどうか。
自己資金の調達能力が十分であるかどうか。
中小企業団体の行う開発については、開発および経費の分担が明確であるかどうか。

・事業化評価

- (6) 期間内に完了する見込みがあるかどうか。
成果の企業化が見込まれるか。

・CO₂ネットゼロ評価（※CO₂ネットゼロ枠でのみ審査）

- (7) 研究開発の内容がCO₂削減に効果があると認められるか。

※小規模事業者については別途加点する予定。

※「パートナーシップ構築宣言」の宣言文を（公財）全国中小企業振興機関協会のポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）で公開している場合は加点する予定

⑥通知

審査結果（採択または不採択）について、後日、イノベーション推進課から申請者あて通知します。その結果、採択となった方は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

⑦公表

原則として、採択となった場合には、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年月日、資本金、従業員数、電話番号、補助金交付年度を公表します。

8. 成長産業枠・CO₂ネットゼロ枠

令和7年度はデジタル産業および医療・健康産業において今後成長が見込まれる分野に関する研究開発（成長産業枠）とCO₂ネットゼロに資する研究開発（CO₂ネットゼロ枠）を支援します。

（1）成長産業枠・CO₂ネットゼロ枠への申請方法

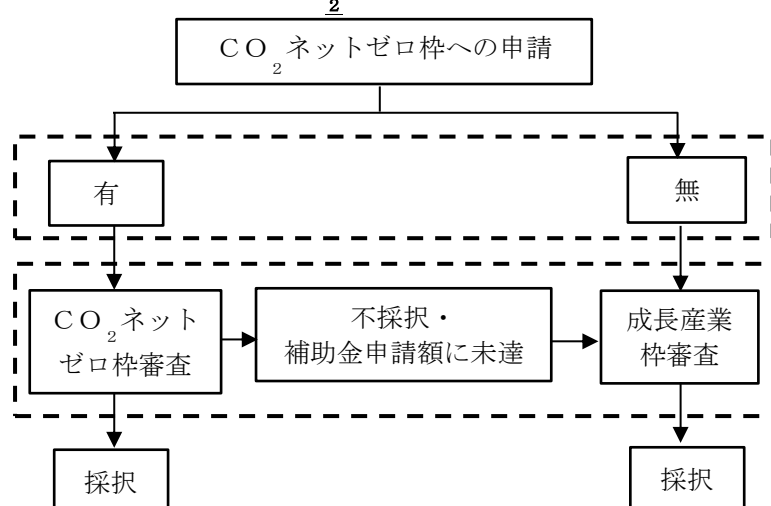
成長産業枠、CO₂ネットゼロ枠へ申請を希望される場合は、申請書（様式第1号）の「6. 成長産業枠の申請」、「7. CO₂ネットゼロ枠の申請」の該当する分野に印をつけてください。※両枠に該当する分野があれば、両方に印を付けてください。

なお、CO₂ネットゼロ枠へ申請する場合は、補助事業計画書（様式第1号の別紙1）の「3. 研究開発の概要」の「（4）CO₂ネットゼロへの効果」を必ず記載ください。

（2）審査方法

CO₂ネットゼロ枠の審査については、6ページの⑤審査に記載の審査基準（1）から（7）の項目の採点上位者から予算の範囲内で採択します。CO₂ネットゼロ枠へ申請されていない申請者およびCO₂ネットゼロ枠で不採択もしくは補助金申請額に達していない申請者であり、成長産業枠に該当する場合は、審査基準（1）から（6）の項目の採点上位者から予算の範囲内で採択します。

成長産業枠・CO₂ ネットゼロ枠への採択の流れ

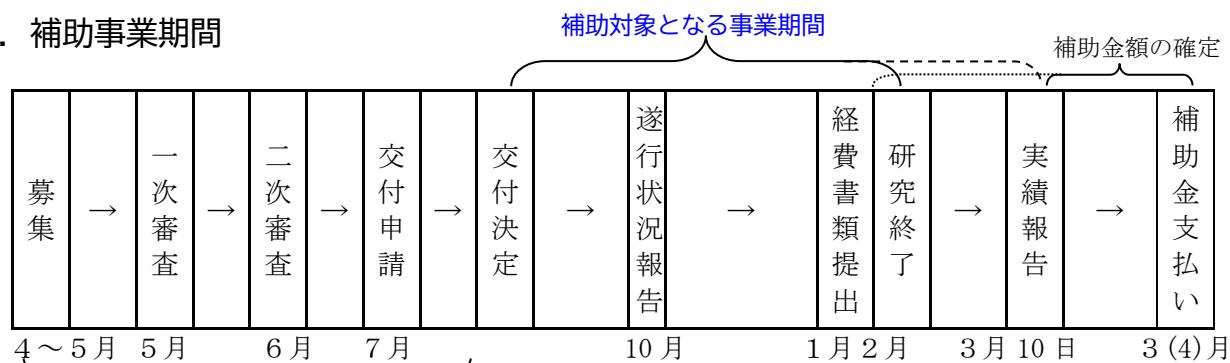


申請書（様式第1号）の
「6. CO₂ ネットゼロ枠の申請」
の対象分野に印をつけてください。

- (1) CO₂ ネットゼロ枠を審査
※審査基準（1）から（7）
- (2) 成長産業枠を審査
※審査基準（1）から（6）
※CO₂ ネットゼロ枠に不採択等の場合、
成長産業枠に対象とする分野の
場合、成長産業枠としても審査

なお、採択件数はCO₂ ネットゼロ枠で9件、成長産業枠で9件、合わせて18件程度を想定しています。※採択件数は補助金申請額によって変動します。

9. 補助事業期間



補助対象外（調査・見積〇、発注・契約×）

補助事業期間は、交付決定日から令和8年2月末日までとなります。

※一次審査は書面審査、二次審査は対面審査（申請者からのプレゼン）により行います。

10. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けたものは、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業の交付年度中間の遂行状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業が完了した日から5日以内または3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません（内容確認の必要があるので経費書類を1月末、報告書を3月10日までに提出下さい。）。
- ④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録および意匠登録を補助事業年度または補助事業年度終了後5年以内に出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、産業財産権届出を提出しなければなりません。
- ⑤ 交付年度終了後は補助事業に係る調査に協力するとともに、5年間は各年における補助事業成果の企業化状況を報告しなければなりません。
- ⑥ 補助事業の成果の企業化または産業財産権等の譲渡または実施権設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額が限度です）しなければなりません。
- ⑦ 補助事業により取得した設備装置等の財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
財産処分制限期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません（補助対象物件を販売または処分もしくは目的外に使用する場合は、財産処分の承認を要します）。
また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません。
- ⑧ 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません（消費税分は補助対象外です。）。
- ⑨ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11. 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の産業財産権が発生した場合は、それらの権利は補助事業者に帰属します。

12. その他

- ① 申請を検討されている方は、申請意思表明書を令和7年4月24日(木)までにお送りください。これを過ぎての意思表明も可ですが、早めの提出をお願いします。
- ② 補助金の支払いは、通常は3月10日（または補助事業が完了した日から5日以内のいずれか早い日）までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- ③ 経費の支払については、早期に完了して頂き実績報告とは別に1月末以前に関係書類の送付を願います。個別に用途・内容が分かる経費の記録資料（秘密保持契約などで提出できない場合は、秘匿部分を隠した資料）も同時に提出願います。ただし、外的な要因でそれ以降に支払いが発生する場合は、相談下さい。
- ④ 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、県が実地検査に入ります（秘匿部分の確認が出来ない場合は対象外となりますので、契約時には注意願います）。また終了後の数年内に会計検査院の検査にご協力頂く場合があります。

- ⑤ 補助事業者が、補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 滋賀県暴力団排除条例（平成23年3月22日滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付取消を行います。）
- ⑦ 本補助事業は、競争的資金であるため、実施計画書を提出されても必ず採択されるとは限りません。また、補助金の交付額は、審査結果や県の予算上の都合等により申請額から減額することがあります。
- ⑧ 同一の事業内容で、他の補助金、助成金等と重複して交付できませんので、そのおそれがある場合には申し出てください。

Ⅱ 計画書記載要領

- 1. 研究開発とは、事物・機能・現象などについて新知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力および探求をいい、製品および生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動、実証実験も研究開発とします。
 - (1) 研究開発として認める業務とは、以下のとおりです。
研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など
 - (2) 研究開発として認めない業務とは、以下のとおりです。
 - ① 生産の円滑化を図るための生産工程のチェックや製品の検査・分析など、品質管理に関する活動。
 - ② パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる研究開発の域を脱して、経済的生産のために行われる機器設備などの設計
 - ③ 特許の拒絶査定に対する審判請求、または訴訟に関する事務手続き
 - ④ 一般従事者の研修・訓練などの業務
- 2. 「産業財産権の導入」、「技術等の指導の受入れ」は、様式第1号の別紙1「7. 技術導入計画」を記入ください。
- 3. 設備装置の購入は、総額の2分の1を上限。様式第1号の別紙1「8. 設備装置の必要理由」に所要事項を記入ください（購入金額が50万円未満の場合は、省略）。
- 4. 研究開発委託費は、補助対象経費総額の2/3以内、直接人件費・旅費は、補助対象経費総額の1/2以内、産業財産権取得・導入費は、補助対象経費総額の1/3以内です。ただし、事業者自らの研究部分が少ない場合は、審査に影響する場合があるので、補助対象とは別に研究開発に必要な経費や人件費がある場合は、全体が分かるよう計画に記載ください。

Ⅲ 計画書記載例

様式第1号

申請書の提出
日を記入。

令和〇〇年〇月〇〇日

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目 1-1
名 称 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

申請年度
を記入。

発行責任者・担当者
職 名 課長
氏 名 〇〇 〇〇
電話番号 077-000-0000
FAX 番号 077-000-0000
E-mail 000@000.00.00

令和〇〇年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金研究開発計画書

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、
下記のとおり提出します。

記

当該項目の空四角(□)
を塗四角(■)にしてく
ださい。

1. 事業区分 ☐ キックオフステージ ☒ チャレンジステージ (☐ 実証実験を含む)

2. 事業者種別 ☒ スタートアップ ☐ 小規模事業者 ☐ その他

3. 事業種別 ☐ 単独研究型 ☒ 共同研究型

申請課題名
を記入。

4. 研究開発題目
「 〇〇〇の研究開発 」

左のどちらでもない場合は、ここを■にしてください。
・スタートアップ(常時雇用する従業員が 500 人を超えない創業
から 15 年以内の未上場企業)
・小規模事業者(製造業で従業員20人以下、小売業・サービス業
で従業員5人以下の中小企業)

5 補助事業の計画および内容
補助事業計画書(別紙1)

6. 補助金申請額 10,000,000 円

補助金申請
額を記入。

7. 成長産業枠の申請
・デジタル産業 ☒
(AI・IoT、ロボット、情報通信、スマート家電)
・医療・健康産業 ☐
(医療、健康、介護、フェムテック等)

当該項目の全てを■にして
ください。
成長産業枠、CO₂ネットゼ
ロ枠の両枠に申請する場
合は、それぞれの枠に該当
する分野を■にしてください

8. CO₂ネットゼロ枠の申請※¹
・エネルギー関連産業 ☐
(水素、アンモニア、自然エネルギー等)
・輸送・製造関連産業 ☒
(自動車、船舶、航空機、インフラ、カーボンリサイクル)
・家庭・オフィス関連産業 ☐
(住宅・建築物、資源循環等)

CO₂ネットゼロ枠に申請
する場合は、別紙1の
「(4) CO₂ネットゼロへ
の効果」を必ず記載してく
ださい。

添付書類

1. 定款
2. 会社パンフレット
3. 過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
4. 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定を受けた申請書および認定書の写し^{※2}（ただし、チャレンジ計画の認定を受けずに、キックオフステージに申請する場合は、キックオフ計画書（別紙2）を代わりに提出すること）

（記載注意）

※1 CO₂ネットゼロ枠に申請される場合は、別紙1の3の（4）CO₂ネットゼロへの効果を記入すること

※2 チャレンジ計画と同時申請される場合は、チャレンジ計画の申請書を提出すること

補 助 事 業 計 画 書

1. 基本情報

課題名	申請課題名を記入ください。 例：〇〇〇の研究開発
概要 (200字以内)	- 申請課題の内容全体がわかるように、200字以内で記入ください。 - 本欄における図、表の使用は不可です。 例：現在、〇〇の分野において、〇〇の理由により、〇〇に対する要求が高まっている。本研究は、かかる問題を解決すべく、〇〇についての研究開発を行い、〇〇の社会的発展を目指す。
補助事業期間	交付決定日 ～ 令和〇〇年3月31日
補助事業実施が申請者の住所と異なる場合の実施場所(住所)	実施場所が申請者の住所と異なる場合のみ記入ください。 例：〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 (実施場所の住所を記入。滋賀県内住所であること。例：滋賀県大津市〇〇〇)

2. 実施体制

代表研究者

氏名	〇〇 〇〇	部署 役職	研究開発部 課長
連絡先	電話番号	077-000-0000	
	E-mail	000@000.00.00	
研究開発における役割	例：研究進捗状況の管理、〇〇の合成		

補助事業参加者

氏名	部署 役職	研究開発における役割
△△ △△	研究開発部 係長	例：〇〇の合成、××の組立て
□□ □□	分析調査部 主事	例：〇〇の作製、××の分析
×× ×	生産本部 主査	例：〇〇データの解析

3. 研究開発の概要（枠に収まらない場合は適宜広げてください。ページが増えても結構です。）

（1）研究の背景とこれまでの取り組み

- ・ 「これまでの取り組み」「わかったこと（研究の成果）」「取り組む必要があること（解決すべき課題）」について記述ください。
- ・ 目標とする市場の動向、技術動向、研究開発内容の社会的必要性についても記述ください。
- ・ 必要に応じて、図や表を用いてわかりやすく記述ください。

例：

〇〇は環境にやさしい機能材料として注目を集めている。なかでも、〇〇と複合化した材料は、軽量かつ高強度が期待できることから、〇〇分野への応用展開が期待されている。しかし、〇〇の製造は極めて特殊なプロセスが必要であり、それに伴って製造コストが非常に高いものとなっていた。

このような背景のもと、当社では、平成〇〇年度より〇〇大学の〇〇教授と共同で研究を行い、〇〇の新たな製造方法を見出した。本手法は〇〇のプロセスを応用したものであり、単純な加工にも関わらず、生産時間が従来の〇/〇以下になる（図1）。しかし、調査研究を進めた結果、このプロセスは〇〇条件によって大きく〇〇時間が変化することがわかってきた。

本課題は、この開発した技術をもとに〇〇製造の事業化を進めるために、次の点について研究開発を行うものである。

- 製造時の〇〇の〇〇と〇〇時間の関係を把握し、最適な条件を見極める。
- 生産〇〇を管理するシステムを構築する。

本課題の達成により、〇〇製造の安定量産化技術が確立できる。その結果、〇〇の普及が進むことが期待できる。

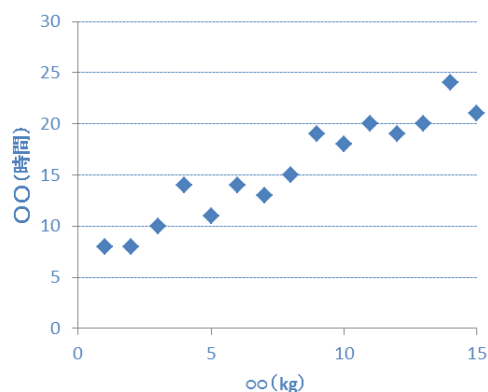


図1 〇〇と〇〇の関係

（2）研究課題と目標、実施内容

- ・ 補助事業期間内で解決をはかる課題（これまでの取り組みの結果、解決の必要性のあるもの）と、達成しようとする目標について、項目立てて記述ください。目標は、できるだけ具体的な数値や具体的な性能（精度など）を記述ください。
- ・ 実施内容については、課題と対応させながら、記述ください。
- ・ 外部参加者（研究委託先など）がある場合、各課題において実施者を明確にし、その役割を記述ください。
- ・ できるだけ具体的に記入ください。

例：

本課題では、これまでに確立した〇〇製造法の基礎技術について、実用レベルでの量産化確立することを目的とする。開発の目標は以下のとおりである。

【課題①】 〇〇の〇〇と〇〇の関係の整理（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇（株））

（目標①） 反応時の〇〇と〇〇の関係を調べ、〇〇変化時の〇〇の変化を把握する。

（実施内容①） これまでの実験の結果、〇〇によって〇〇が効率的に製造可能であることが判明している。本研究では、反応時の〇〇と〇〇の関係を調査するため、〇〇装置（〇〇工業技術センター保有）を用い、〇〇変化時の〇〇の変化を調べる。〇〇は、量産化における〇〇の制限を見越し、〇～〇の間で〇段階変化させて調べる。また、材料となる〇〇は市販のものを用い、〇〇については〇〇株式会社よりサンプル提供されたものを利用する。

目標を数値で表すとわかりやすくなります。

【課題②】〇〇反応装置の設計（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇（株）、〇〇大学）

（目標②）反応装置内の〇〇が均一になるような反応装置を設計する。

（実施内容②）①と並行して、テストプラントの設計を行う。この際、反応装置内の〇〇が均一になるように設計することがポイントである。この点については、今回の申請における研究委託先である〇〇大学の〇〇教授に協力を仰ぎ、装置の設計を進める。設計が完了次第、〇〇株式会社へ装置製造を外注する（納期 2 カ月程度）。

【課題③】〇〇の安定生産条件の模索（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇（株））

（目標③）〇〇が〇〇となる条件を確立する。

（実施内容③）〇〇の安定生産条件の模索（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇（株））

課題②で作製した〇〇を用いて、〇〇のテスト生産を行う。この時、①で求めた〇〇と〇〇の関係が成立することを、〇〇を用いて確認する。①で求めた条件が適用不可能であった場合、まずは〇〇を〇～〇の範囲で変更し、〇〇となる条件を模索する。その後、〇〇や〇〇についても条件を変更し、最適条件を決定する。

以上の研究開発計画が達成することで、〇〇の量産についての基礎技術を確立することができる。本計画の達成後、速やかに事業化を進める。

（3）本事業計画の新規性（独創性）、優位性

- ・ 本申請内容における新規性、優位性について、従来技術との差を明確に記述ください。
- ・ 新規性、優位性の根拠となる情報（知的財産権、先行技術など）を十分に調査し、記述ください。

例：

現在、〇〇の製造手法として、①〇〇プロセスの改良 ②〇〇の工夫 の 2 通りの手法が検討されている。①については、〇〇ということに加え、〇〇の制御が困難であることから、〇〇が防げないという問題が生じており、事業化の目は立っていない。

本課題は、②の手法に属する。つまり、〇〇の制御に加え、〇〇を行うことで、〇〇の向上を図るだけでなく、〇〇という問題も一挙に解決を図るものである。申請者はすでに〇〇の基礎技術を確立している。本研究では、これを量産可能な技術レベルへと引き上げるべく、〇〇の研究開発を行うものである。本手法が実用化できれば、〇〇の〇〇が可能となり、〇〇分野における〇〇が大きく前進する。

（4）CO₂ネットゼロへの効果

- ・ CO₂ネットゼロを進める上での、研究開発の課題や効果を記述ください。
- ・ 可能な限りCO₂削減効果を定量的に記述ください。

例：

〇〇分野において、低炭素な〇〇の技術開発が世界的に活発化しており、国の〇〇計画において、20〇〇年までに、〇〇の目標達成を掲げている。しかし、〇〇の低炭素化を進めるにあたって、①軽量で高強度を有する材料の開発や②水素エネルギーの活用等の課題が挙げられている。

本課題においては、①に関する研究開発として、従来の材料と比較して〇〇以下の密度で〇〇倍以上の強度を有する材料が開発できれば、〇〇の軽量化が進むことにより、エネルギー効率が〇〇%向上することが見込まれる。これは、CO₂排出量に換算すると、年間〇〇トンの削減に繋がる。

成長産業枠のみの申請の場合は記入不要です。

(5) 実施スケジュール

- ・ 項目立てた各課題について、実施期間を←→で記入ください。

実施項目	令和○年									令和○年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【課題①】○○の○○と ○○の関係の整理				←					→			
【課題②】○○反応装置 の設計				←							→	
【課題③】○○の安定生 産条件の模索						←						→

(6) 資金関係

資金支出内訳	別添1のとおり
資金調達内訳および補助金相当額の充当方法	別添2のとおり

※ 別添1、別添2とも必ず作成してください。

4. 別途資料作成の必要性

過去の補助金等交付の実績	☐ あり（5. 過去の補助金等交付を受けた実績）	☐ なし
大学等との共同研究	☐ あり（6. 大学等との共同研究体の構成）	☐ なし
技術指導の受入	☐ あり（7. 技術導入計画）	☐ なし
50万円以上の設備装置の導入	☐ あり（8. 設備装置の必要理由）	☐ なし

※ 「あり」の場合は、それぞれ別途資料を作成してください。「なし」の場合は不要です。

それぞれ「あり」にチェックしたものについては、各様式を作成してください。「なし」の場合は作成、提出の必要はありません。
なお、産業財産権の導入の場合も、7. 技術導入計画を記入ください。

(専門・特殊用語などの説明)

用語	説明
例：○○○○	- 申請書内で用いている専門用語、特殊用語、略語などについて、その内容をわかりやすく記述ください。 - 業界以外では知られていないような用語についても、説明の記述をお願いします。 例： ○○○○は、軽量であるにも関わらず極めて高い強度を示すことから、非常に注目を集める先端素材である。○○○○は、○○を超精密加工することで得られる。量産技術の確立に伴い、安価に入手できるようになり、近年、研究開発が活発的に行われている。
例：○○○○	例： ○○を○○すること。○○は非常に○○であるため、○○の製造においては、通常、○○時に○○することで○○化する。これにより、実用に耐えうる○○と○○を達成することができる。

5. 過去の補助金または委託費の交付を受けた実績等

※ 過去5年間の採択実績についてご記入ください。2件以上ある場合は、記入欄を複製して各内容について記載してください。

※ 応募・採択実績がない場合は記入、提出不要です。

1	申請状況	☒ 申請中 ☐ 実施中 ☐ 完了済み
	制度名称	令和〇〇年度成長型中小企業等研究開発支援事業
	実施機関名	経済産業省
	課題名	〇〇の解決を目指した〇〇〇の生産プロセス開発
	実施期間	令和〇〇年〇月 ~ 令和〇〇年〇月
	助成額	複数年度にまたがる場合は、総額を記入ください。 90,000,000 円 (3年間)
	本申請との 関連性・相違点	☐ 関連性あり ☒ 関連性なし 今回申請する課題と関連性がある場合、その関連性と相違点について記載ください。

2	申請状況	☐ 申請中 ☐ 実施中 ☒ 完了済み
	制度名称	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金
	実施機関名	滋賀県
	課題名	〇〇〇の基礎技術確立
	実施期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年3月31日
	助成額	複数年度にまたがる場合は、総額を記入ください。 1,000,000 円
	本申請との 関連性・相違点	☒ 関連性あり ☐ 関連性なし 今回申請する課題と関連性がある場合、その関連性と相違点について記載ください。 例：今回の申請は、この補助事業により確立された基礎技術をもとに、その製造技術開発を行うものである。

6. 共同研究体の構成

※ 大学等との共同研究を実施しない場合は記入、提出不要です。

(1) 構成メンバー表

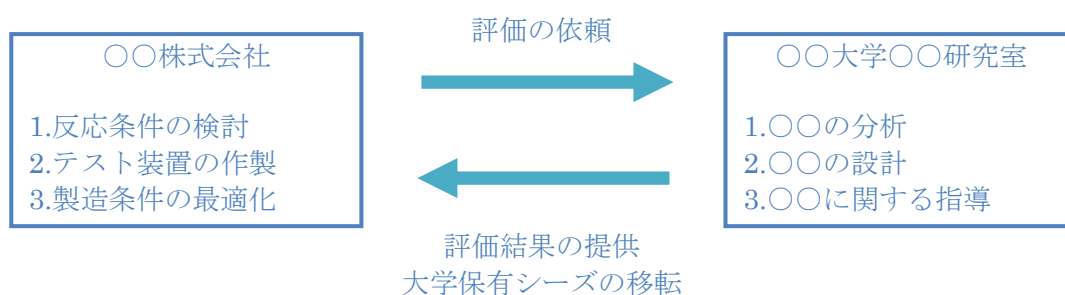
氏名	所属	役職	連絡先
	大学名(学科、研究室名)、企業名(部署名)を記入ください。		
〇〇 〇〇	〇〇大学工学部〇〇学科	教授	077-xxx-xxxx
〇〇 〇〇	〇〇大学工学部〇〇学科	助教	077-xxx-xxxx
〇〇 〇〇	株式会社〇〇 研究開発部	課長	077-xxx-xxxx

(2) 研究体の役割分担

①研究体のイメージ図

- 研究参加機関同士の関係がわかるようなイメージ図を作成ください。

例：



②役割分担の説明

- それぞれの機関の役割分担や独自技術、ノウハウなどについて説明ください。

例：

【役割分担】

〇〇株式会社：〇〇株式会社が独自に開発した〇〇の技術を用い、〇〇を開発する。

〇〇大学：〇〇大学の〇〇教授に指導を仰ぎ、〇〇に関する大学の技術シーズを活用し、〇〇を開発する。

7. 技術導入計画

※ 技術導入先が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。

※ **技術導入の予定がない場合は記入、提出不要**です。

技術の指導者 産業財産権の 導入は権利者	氏名	〇〇 〇〇
	住所または 所属の所在地	企業勤務者の場合、その事業所の住所を記入ください。 例：〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県彦根市〇〇〇〇
	所属・役職	例：〇〇株式会社 研究開発本部長
	略歴	- 指導者の略歴（最終学歴、職歴など）を記入ください。 - 資格などについても本欄に記入ください。 例： 19〇〇年 〇〇大学工学部工業化学科 卒業 19〇〇年 〇〇株式会社入社 保有資格：技術士（化学部門）
技術の導入が必要な理由 と導入技術の概要		- 指導者が持つ技術の内容、本申請にその技術必要である理由、技術受入れによる効果について記述ください。 - 技術導入の方法、頻度についても記述ください。 例： 今回技術指導を仰ぐ〇〇氏は、〇〇の分野における専門家である。同氏は〇〇の分野において、製品欠陥をほぼゼロまで低減する画期的な技術を開発した人物であり、特許出願数は〇件にも及ぶ。 今回の申請において、〇〇時における〇〇が課題解決のための重要なポイントである。〇〇に造詣の深い〇〇氏の協力を得ることで、〇〇における〇〇が達成可能であり、研究課題の解決をはかることができる。また、〇〇氏から技術を導入することにより、開発のスピードを上げていち早く市場化できるように進めるとともに、自社の技術力の底上げを達成することができる。 〇〇氏には、1回/週の頻度で、当社〇〇工場における現地指導に加え、2カ月毎に予定されている研究推進会議にもオブザーバーとして参加いただく予定である。

8. 設備装置の必要理由

- ※ 設備装置が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。
 ※ **50万円未満の設備装置については、本欄の記入、提出不要**です。

設備装置名	「様式第 1 号の別紙 1 の別添 1」における種別欄に記載した名称を記入ください。 例：〇〇分析装置
メーカー名・型番	例：〇〇株式会社・〇〇 - 〇〇〇〇
装置性能	装置のスペック（回転数、照射強度、分解能など）について、箇条書きで記入ください。
装置の説明	装置の概要（どのような装置であるのか）を記述ください。 例：本装置は、〇〇を調べる装置である。〇〇を測定試料に照射し、〇〇を〇〇することで、〇〇を調べる。主に〇〇分野における分析や〇〇に用いられる装置である。
必要理由	【研究開発に必要な理由等】 ・ 当該装置の購入が必要である理由について、研究課題、研究実施内容に絡めて記入ください。 ・ 経済的である根拠について、具体的な数字を用いて記述ください。 ・ 分析等機器について、<u>次の理由による購入は認められません。</u> ① 借用の方が明らかに必要経費が低い場合 (予約が取れない、時間がかかるなどの理由は不可。) ② 容易に目的外使用が可能である場合 【使用頻度】 例：〇〇回／週、〇〇時間／週

共同研究か単独研究かで補助率が違います。

単独研究型/実証実験型：1/2

共同研究型/スタートアップ：2/3

共同研究型の場合

資金支出内訳

申請者名 株式会社〇〇製作所

経分費区	種別	仕様	単位	数量	単価 (円・税抜)	補助事業に要 する経費(円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申 請額(円)	備考 (購入先等)
原材料費	鋼材	JIS.G305SS45	kg	1,000	750	750,000	750,000	375,000	購入 〇〇金属工業
	アルミ角パイプ	50mm×100mm× 2m	〃	10	30,000	300,000	300,000	150,000	〃 〃
	銅パイプ	JIS.H3303 φ2500T(φ8)	m	3	3,000	9,000	9,000	4,500	〃 〃
	PLC	〇〇社AP11	個	3	25,000	75,000	75,000	37,500	購入 〇〇産業
	電磁弁	〇〇社SL-〇〇〇	個	12	6,000	72,000	72,000	36,000	〃 〃
	エアシリンダー	〇〇社ODQMXX	〃	9	9,000	81,000	81,000	40,500	〃 〃
	薄板	〇〇材 3m×20m	kg	300		270,000	270,000	135,000	〇〇商店
	ABS樹脂	〇種 1.5t	枚	30				90,000	
小計								860,000	
設備装置・ 工具器具費	制御装置 (プレス機用)	〇〇社製 PL-3000	台	1				150,000	〃 〃
	試作特注ロール	〇〇社製 RD-135	〃	1				30,000	
	実験用プレス	〇〇社製 PD-5000	〃	1				60,000	
	データロガー	〇〇社製 PD-9900	〃	1	300,000	300,000	300,000	24,000	
	冷却機	〇〇社製 TS-〇〇〇	〃	1	100,000	100,000	100,000	50,000	借用 〇〇レンタル
	温度計	〇〇社製 TS-〇〇〇	〃	2	150,000	300,000	300,000	150,000	〃 〃
	硬度計	〇〇社製 TS-〇〇〇	〃	1	300,000	300,000	300,000	150,000	購入 〇〇計測
	実験反応槽	〇〇社製 RS-〇〇〇	〃	1	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	借用 〇〇化学工業
	顕微鏡	〇〇社製 CS-〇〇〇	〃	1	200,000	200,000	200,000	100,000	購入 〇〇計測
	特殊〇〇治具	金型加工用	〃	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	〃 〇〇鉄工所
小計						6,490,000	6,490,000	3,245,000	
外注費	鋼材細孔加工	〇〇mm φ0.3	件	10	200,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	〇〇加工
	小計					2,000,000			
技術指導費	謝金	滋賀太郎	時間	50	8,000	400,000	400,000	200,000	〇〇コンサルタント
	旅費	滋賀太郎	回	10	5,000	50,000	50,000	25,000	〃
小計							450,000	225,000	
研究開発委託費	〇〇解析費	〇〇の評価、検証	式				3,000,000	1,500,000	〇〇大学口教授
	小計					3,000,000	3,000,000		
直接・旅人費	滋賀びわ子	〇〇研究 28歳	時間	500	3,000	1,500,000	1,500,000		
	琵琶太郎	〇〇研究 28歳	時間	500	3,000	1,500,000	1,500,000		品目管理課
	〃 旅費	大津-東京	回	6	14,000	84,000	84,000	42,000	
	小計					3,084,000	3,084,000	1,542,000	
産業財産権取得費	特許出願費用	請求項5	件	1	150,000	150,000	150,000	75,000	△△特許事務所
	特許使用料	〇〇技術	月	6	10,000	60,000	60,000	30,000	〇〇製作所
	小計					210,000	210,000	105,000	
付帯費	〇〇装置運搬料	大津-東京	回	2	200,000	400,000	400,000	200,000	〇〇運送
	試験会場借損料	〇〇グラント使用料	回	3	50,000	150,000	150,000		
	実証試験広告料	実験実施・参加者 募集ラジオ放送	式	1	200,000	200,000	200,000		
	小計					750,000	750,000		
その他									
小計									
合計						17,700,000			

(記載注意)

イ 設備装置および工具器具費については、購入、製造、改良、据付、借用、
ロ 購入物件については、その購入先を備考欄に記載すること。金額記入欄は全て税抜きで
記載して下さい。
補助対象経費に消費税を含
むことはできません。経費区分ごとの交付申請
予定額は、補助対象経費に
補助率を掛けた額以下で
す。設備装置・工具器具費は補助対
象経費総額の1/2以内。研究開発委託費（大学等）
は補助対象経費総額の
1/6以上2/3以内。直接人件費・旅費は補助対
象経費総額の1/2以内。特許取得・導入費は補助対
象経費総額の1/3以内。

申請のコツ

補助対象に細かな経費を全て積み上げる
申請でなく、中心的な経費のみを補助対象と
すると、一つ一つ経費の確認書類・記録・報
告資料の作成に労力を要せず効率的です。

事業計画に伴う投資の内容

申請者名 ○○○○株式会社

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	13,973,000	
借入金	20,000,000	○○銀行○○支店
補助金	11,916,000	
その他		
合計額	45,889,000	

補助金と合計額が同額であることを確認してください。

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自己資金	6,916,000	
借入金	5,000,000	○○銀行○○支店
その他		
合計額	11,916,000	

消費税等を抜いた金額を記入してください。

(注) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

キ ャ ャ オ フ 計 画 書

申 請 者

住 所 〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目 1-1

名 称 ○○株式会社

(1) ビジネスプランの内容

計画の名称	本申請にかかる一連の事業化計画について、名称を記入ください。
計画の概要	計画の全体像が分かるように、様式第 1 号の別添 1 の内容を踏まえて記述ください。 例： 現在、○○の分野において、○○の理由により、○○に対する要求が高まっている。本研究は、かかる問題を解決すべく、○○についての研究開発を行い、○○の社会的発展を目指す。
事業化までの見通し	【狙いとする市場および状況など】 - 今回の申請内容が狙う市場の動向、規模（金額など）、社会情勢やニーズなど、背景や状況を記述ください。 - 市場化時のビジネスプラン（顧客や市場、販売形態、収益の方法、ビジネスパートナーなど）を記述ください。 例： 社会の○○化が急激に進むに伴って、○○に関する要求が高まってきている。○○経済研究所によると、今後○○年間で○○に関する市場規模は○○倍の○○億円まで急拡大することが報告されており、大きなビジネスチャンスとして各社が参入を試みている。 当社では、平成○○年頃から○○に対する研究開発を進めている。○○大学との共同研究の結果、従来報告されている○○よりも大幅な低コスト化を実現した○○の開発にめどを立てている。この技術を活用し、○○についての量産化技術を確認し、他社に先駆けて○○の事業化を目指す。 ビジネスプランとしては、○○に関心の高い○○層をターゲットとし、市場を開拓する。開発品が完成した段階で当社 HP にてアピールするとともに、既存の顧客に対して積極的に営業をかけていく。また、県内に○カ所ある○○施設においてモニター調査を実施し、その使用感などを調査することで、製品の完成度の向上と新たな課題の抽出を行う。 販売形態としては、しばらくは上述の営業方法によるが、○○社が非常に興味を持っており、OEM 契約を結ぶことも視野に入れる。また、○○社から、当社の技術について技術提携を行いたいとの申し出があったことから、基本特許の取得後、技術提携を行う予定である。 【補助事業終了後の予定】 補助事業終了後の研究開発内容や設備投資予定について記述ください。 例： 補助事業の終了後、○○について○○に関する最適条件を確認する。テストプラントによる生産条件の最適化と並行して、○○工場において生産体制の構築に移り、○年後を目途に上市する。 また、○○の点については、プロジェクト補助金のチャレンジステージの獲得を目指し、さらなる改良を試みる。

(2) フォローアップ支援導入計画

支援機関名	支援する工業技術センター名を記入ください。
担当者名	担当者氏名をフルネームで記入ください。
支援の内容	工業技術センター職員の役割、支援内容について記述ください。 例： 今回の申請において、〇〇時における〇〇が課題解決のための重要なポイントである。工業技術センターの〇〇氏には、本課題の立ち上げの時から〇〇の測定や〇〇についてアドバイスを受けている。本課題を申請するに当たり、引き続き、〇〇における〇〇の測定や〇〇条件の調整方法についてアドバイスを求める。

※ 必ず工業技術センターの職員と打合せを行い、内容を記載してください。

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 提出物チェックシート

申請者名：〇〇株式会社

※ 確認を行った提出物について、チェック欄に「○」を記入してください。

※ 提出の必要がない書類について、チェック欄に斜線（－）を入れてください。

※ 15MB以上の場合は、複数のメールに分け（番号/分割数を記入：例1/3、2/3、3/3など）で送付するか、イノベーション推進課までご連絡ください（〇〇〇〇は事業者名、上4文字）。

番号	ファイル名	提出書類	チェック欄	備考
1	シート「〇〇〇〇」.xlsx	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 提出物チェックシート（本シート）	○	必須書類 （1～10は、 様式のファイル形式 ）
2	計画書「〇〇〇〇」.docx	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 研究開発計画書（様式第1号）	○	
3	計画書「〇〇〇〇」様式 1.docxに含める。	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 補助事業計画書（様式第1号の別紙1）	○	
4	支出内訳「〇〇〇〇」.xlsx （計画書「〇〇〇〇」様式 1.docxにも貼付）	資金支出内訳 （様式第1号の別紙1の別添1）	○	
5	計画書「〇〇〇〇」様式 1.docxに含める。	事業計画に伴う投資の内容 （様式第1号の別紙1の別添2）	○	
6	同上	過去の補助金等交付を受けた実績 （様式第1号5）	－	補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「過去の補助金等交付の実績」が「あり」の場 合。
7	同上	大学等との共同研究体の構成 （様式第1号6）	○	補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「大学等との共同研究」が「あり」の場合。
8	同上	技術導入計画 （様式第1号7）	－	補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「技術指導の受入」が「あり」の場合。
9	同上	設備装置の必要理由 （様式第1号8）	○	補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「50万円以上の設備装置の導入」が「あり」の場 合。
10	同上	キックオフ計画書 （様式第1号の別紙2）	－	チャレンジ計画の認定を受けずにキックオフス テージを申請する場合のみ提出
11	チャレ認「〇〇〇〇」.pdf	チャレンジ認定を受けた申請書 および認定書の写し	○	必須書類 ただし、キックオフステージの申請において、 キックオフ計画書（別紙2）を提出する場合は不要 PDFファイルなどで提出
12	定款「〇〇〇〇」.pdf	定款	○	必須書類 PDFファイルなどで提出
13	パンフ「〇〇〇〇」.pdf	会社パンフレット	○	必須書類 PDFファイルなどで提出
14	決算書「〇〇〇〇」.pdf	過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販 売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）	○	必須書類 PDFファイルなどで提出
15	宣言文「〇〇〇〇」.pdf	「パートナーシップ構築宣言」の宣言文 （公財）全国中小企業振興機関協会のポータルサイト （ https://www.biz-partnership.jp/ ）で公開	○	PDFファイルなどで提出

確認事項	確認	備考
提出書類の過不足はありませんか	○	
（印刷物がある場合）片面刷りで印刷していますか	－	デジタルデータをメールによる提出が基本です が、どうしてもデータ化が難しい場合。
イノベーション推進課もしくは工業技術センターでの事前事前相談をされましたか	○	チャレンジ計画の認定・申請が無い場合は、必須。

令和 年 月 日

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 行

メールアドレス：fd0002@pref.shiga.lg.jp (件名：プロジェクト意思表明〇〇〇〇) 〇〇は事業者名)

FAX：077-528-4876

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 申請意思表明書 (FAX可)

申請者	連絡担当者
住所〒	職名
名称	氏名
代表者名	電話番号
	FAX番号
	E-mail

テーマ名

--

補助金申請予定額

	円
--	---

以下該当欄にチェックをしてください。

事業区分

キックオフステージ ☐	チャレンジステージ ☐	(実証実験を含む ☐)
------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

事業者種別

スタートアップ ☐	小規模事業者 ☐
----------------------------------	---------------------------------

パートナーシップ構築宣言

宣言済み ☐	宣言予定 ☐
-------------------------------	-------------------------------

事業種別

単独研究型 ☐	共同研究型 ☐
--------------------------------	--------------------------------

成長産業枠への申請

有 ☐	無 ☐
----------------------------	----------------------------

CO₂ネットゼロ枠への申請

有 ☐	無 ☐
----------------------------	----------------------------

チャレンジ認定

認定済 ☐	同時申請 ☐	キックオフ計画による申請※ ☐
------------------------------	-------------------------------	--

※プロジェクト補助金の申請にはチャレンジ計画の認定(補助金との同時審査も可能)が必要です。ただし、キックオフステージでの申請において、工業技術センターの支援を受けて補助事業を実施しようとする場合はキックオフ計画の作成にて申請することができます。

Ⅳ 資 料

1. 滋賀県技術開発関係補助金の過去における採択件数および交付決定額

地域産業技術改善費補助金	～平成6年度
先端技術開発促進事業補助金	～平成6年度
滋賀県技術開発促進費補助金	平成7年度～平成9年度
滋賀の新しい産業づくり促進費補助金	平成6年度～平成17年度
滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	平成18年度～
滋賀県コロナ対応モノづくり研究開発補助金	令和3年度

年 度	採 択 件 数	交 付 決 定 額 (千 円)
平成 6 年度	7 件	3 8 , 7 9 0
平成 7 年度	1 7 件	1 4 6 , 4 3 7
平成 8 年度	1 4 件	1 6 9 , 8 9 6
平成 9 年度	2 4 件	1 9 9 , 1 0 4
平成10年度	2 4 件	2 3 6 , 7 8 2
平成11年度	2 2 件	2 3 5 , 9 8 7
平成12年度	1 7 件	1 7 0 , 9 9 2
平成13年度	2 1 件	1 6 5 , 9 0 9
平成14年度	1 5 件	1 0 6 , 5 2 4
平成15年度	9 件	1 0 1 , 8 0 0
平成16年度	8 件	8 1 , 3 7 4
平成17年度	6 件	4 9 , 7 3 8
平成18年度	1 4 件	3 6 , 3 5 2
平成19年度	1 0 件	2 0 , 5 4 4
平成20年度	1 5 件	4 6 , 4 3 3
平成21年度	1 6 件	6 6 , 8 8 7
平成22年度	1 1 件	3 8 , 0 1 9
平成23年度	8 件	3 3 , 8 6 7
平成24年度	1 2 件	1 8 , 6 7 9
平成25年度	5 件	9 , 2 5 3
平成26年度	9 件	2 4 , 5 2 7
平成27年度	7 件	4 5 , 8 2 0
平成28年度	1 0 件	5 1 , 6 5 5
平成29年度	8 件	2 3 , 9 2 2
平成30年度	1 0 件	4 3 , 9 0 0
令和元年度	1 1 件	3 7 , 0 0 0
令和2年度	1 8 件	6 0 , 1 3 0
令和3年度	2 3 件	8 5 , 2 5 3
令和4年度	1 2 件	3 6 , 4 6 0
令和5年度	8 件	4 1 , 6 8 3
令和6年度	6 件	4 3 , 9 9 9

2. 受付・相談先

滋賀県庁 商工観光労働部 イノベーション推進課で申請の受付および申請に関する事務的な内容の相談を行っておりますが、申請手続きの効率化のため、下記の機関で事前に技術的な内容の相談を行うようにしてください。

◇補助金全般に関すること、事務的内容に関すること

- ・滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課（滋賀県庁東館 2 階）
（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3794）

◇技術的内容に関すること

- ・工業技術総合センター
機械システム係、電子システム係、有機材料係、無機材料係、食品・プロダクトデザイン係
（〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山 232 TEL 077-558-1500）
信楽窯業技術試験場 陶磁器デザイン係、セラミック材料係
（〒529-1804 滋賀県甲賀市信楽町勅旨 2200-5 TEL 0748-83-8700）
- ・東北部工業技術センター
有機環境係、繊維・デザイン係
（〒526-0024 滋賀県長浜市三ツ矢元町 27-39 TEL 0749-62-1492）
機械システム係、金属材料係
（〒522-0037 滋賀県彦根市岡町 52 TEL 0749-22-2325）